

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	【重点】I-6②所属長の役職名	施設運営課長 田中 敏之	施設運営課長	事後	様式改定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和1年11月25日	評価書名	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 重点項目評価書	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務 重点項目評価書	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。
令和1年11月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。
令和1年11月25日	I > 1 > ①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。

令和1年11月25日	I > 1 > ②事務の内容	<p>① 記載中にある「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。」</p> <p>② 記載中にある「については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 ①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務 ②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務 ③札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務」</p>	<p>① 記載中にある「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。」</p> <p>②記載中にある「については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 ①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務 ②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務 ③支援法に基づく施設等利用給付の資格に関する事務 ④支援法に基づく施設等利用給付の支給に関する事務 ⑤札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務」</p>	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
令和1年11月25日	I - 2 システム1 ②システムの機能	<p>1 支援法に基づく施設型給付費等の教育・保育給付認定、利用調整、入所決定、施設・事業所の認可及び確認、施設型給付費等の給付、利用者負担額の賦課・収納等を管理する。 2 教育・保育給付認定を申請、または認定を受けた世帯の宛名情報・個人番号を管理する。 3 宛名システムから送付先情報を連携する。</p>	<p>1 支援法に基づく施設型給付費等の教育・保育給付認定、施設等利用給付費の施設等利用給付認定、利用調整、入所決定、施設・事業所の認可及び確認、施設型給付費等の給付、施設等利用給付費の給付、利用者負担額の賦課・収納等を管理する。 2 教育・保育給付認定、施設等利用給付認定を申請、または認定を受けた世帯の宛名情報・個人番号を管理する。 3 宛名システムから送付先情報を連携する。</p>	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
令和1年11月25日	I - 3	子ども・子育て支援新制度支給認定等情報ファイル	子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。

令和1年11月25日	Ⅱ－1	子ども・子育て支援新制度支給認定等情報ファイル	子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
令和1年11月25日	Ⅱ－2 ③対象となる本人の範囲	子ども・子育て支援新制度に係る支給認定申請者、支給認定を受けている者(過去に受けていた者を含む)及びそれらの該当者と同一世帯の世帯員等	子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育給付認定申請者、施設等利用給付認定申請者、教育・保育給付認定若しくは施設等利用給付認定を受けている者(過去に受けていた者を含む)及びそれらの該当者と同一世帯の世帯員等	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
令和1年11月25日	Ⅱ>3>⑤	<p>下記に掲げる事務の効率化及び公正化等を図るために、住民票関係情報、地方税関係情報及び福祉受給関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。</p> <p>①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務 保育所等の利用にあたり、保育認定要件となる就労の状況等を確認する。</p> <p>②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務</p> <p>③札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務 保育所等の利用にあたり、保護者や家計の主宰者の市民税額や収入状況を確認し、利用者負担額(保育料)を算定する。公定価格から利用者負担額を差し引いた額が給付費として支給されることとなるため、②に関しても同様の確認が必要となる。</p>	<p>下記に掲げる事務の効率化及び公正化等を図るために、住民票関係情報、地方税関係情報及び福祉受給関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。</p> <p>①支援法に基づく教育・保育給付・施設等利用給付の資格に関する事務 保育所等の利用にあたり、保育認定要件となる就労の状況等を確認する。</p> <p>②支援法に基づく教育・保育給付・施設等利用給付の支給に関する事務</p> <p>③札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務 保育所等の利用にあたり、保護者や家計の主宰者の市民税額や収入状況を確認し、利用者負担額(保育料)を算定する。公定価格から利用者負担額を差し引いた額が給付費として支給されることとなるため、②に関しても同様の確認が必要となる。</p>	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。

<p>令和1年11月25日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別) ・連絡先(電話番号等) ・その他続柄等の住民票関係情報 ・その他識別番号(宛名コード) ・保育所等入所・申込関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・入所申込日 ・入所希望期間 ・入所決定日 ・入所期間 ・入所希望施設 ・入所施設 ・調整指数 ・支給認定関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・支給認定区分 ・支給認定決定日 ・支給認定期間 ・保育必要量 ・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など)) ・支給認定証交付年月日 ・子どものための教育・保育給付の支給、保育料の徴収に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や家計の主宰者の市民税額等、利用者負担額の算定・徴収に必要な情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別) ・連絡先(電話番号等) ・その他続柄等の住民票関係情報 ・その他識別番号(宛名コード) ・保育所等入所・申込関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・入所申込日 ・入所希望期間 ・入所決定日 ・入所期間 ・入所希望施設 ・入所施設 ・調整指数 ・教育・保育給付認定関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定区分 ・教育・保育給付認定決定日 ・教育・保育給付認定期間 ・保育必要量 ・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など)) ・支給認定証交付年月日 ・施設等利用給付認定関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・施設等利用給付認定区分 ・施設等利用給付認定決定日 ・施設等利用給付認定期間 ・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など)) ・子どものための教育・保育給付の支給・子育てのための施設等利用給付の支給、保育料の徴収に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や家計の主宰者の市民税額等、利用者負担額の算定・徴収に必要な情報 	<p>事後</p>	<p>子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。</p>
-------------------	----------------------------	---	--	-----------	---